

## 令和6年度 枚方市立杉中学校 学校経営方針

はじめに

これからの子どもたちは、加速度的に変化する社会のなかで、主体的に判断することや、自ら問いを立て解決すること、そして周りとの協働しながら新たな価値を生み出すことが求められている。

また、このような子どもたちの能力を育むために、学校は次の2つの要素を満たす場であることが求められている。まず、1つ目には、「現実の社会との関わりの中で毎日の生活を築き上げていく場」であること、2つ目には、「未来の社会に向けた準備段階の場」であることである。

そのような中で、生徒一人ひとりが、その生涯を心豊かに生き、自己実現を図るための基礎を培うこと、そして、生徒をその望ましい姿に変容させることが学校教育の使命である。

この学校教育の使命を果たすには、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、社会性や人間性などの生きる力を、全教育活動を通して育成することである。また、それらの力を育成することは、生徒個々の「しっかり学びたい」「もっとできるようになりたい」という願いや期待に応えることでもある。

そのためには、生徒にとって最大の教育環境である教職員が、自らその使命に対する自覚を深めるとともに、学習指導要領の主旨を生かした指導方法の工夫改善に努め、学習指導力や生徒指導力などの総合的な人間力を高めることが大切である。

そこで、校内研修を軸として、指導力の向上、及び、総合的な人間力の育成に努め、その総力を結集して、生徒個々に「知・徳・体」のバランスのとれた基礎力を身につける教育を充実させ、生徒や保護者、地域の願いや期待に応え、それぞれに「誇れる学校」をめざすこととする。

### ◎学校目標

「自立・自律的に物事を考え行動し、他者と共生し、何事にもチャレンジできる生徒の育成」

= 「じりつ・共生・チャレンジ」

<めざす学校像>

「だれもが誇れる学校～自信と信頼に満ちた学校～」

<めざす生徒像>

- (1) 自ら学び、考え、行動できる生徒（自立・自律）
- (2) 仲間とともに学び、考え、行動できる生徒（共生）
- (3) 勇気をもってチャレンジできる生徒（チャレンジ）

<めざす教師像>

- (1) 「じりつ（自立・自律）した人間が集まり、それぞれが自分の役割を全うできるよう努力し、互いに補いあってより強固な力を発揮できる組織。
- (2) 社会全体とつながりを持ちながら貢献できるこれからの時代を担う人間を育成できる組織。

(3) 既存の概念にとらわれず、新しい価値観や物事を創造し、チャレンジしていく組織。

◎今年度の具体的な取組の重要キーワード)

(1) 学校経営の合理化・効率化と教職員の資質能力の向上を図る。

- ・組織体制の効率化と機能の強化を図る。
- ・OJT(職務遂行上の過程で習得すること)を中心として教職員の実践的指導力の向上を図る。
- ・コンプライアンス(法令遵守)意識を強化するとともに、服務規律の保持・徹底を図る。
- ・危機管理体制を整備し、危機対応能力を高める。

(2) 教育目標・経営方針の具現化を図る。

- ・教職員の共通認識を図る。→「杉中プライド アクションガイド」の活用
- ・意図的な指導と繰り返し指導を徹底する。

(3) 学年経営を基幹とし、一人一人の生徒が自己実現を目指す学級経営に努める。

- ・教職員の得意分野(もち味)を生かす。
- ・学年内及び他学年とのコミュニケーションを図る。
- ・他学年、他学級の生徒にも声かけをする。
- ・生徒一人一人の可能性や良さを発見することに努める。
- ・担任一人が抱え込まないで、学年・学校全体で対処する。

(4) 学習指導の充実と指導方法の工夫・改善に努める。

- ・家庭学習の習慣化を図る。→終礼時の家庭学習にかかる「計画」と「振り返り」の充実
- ・生徒指導の機能を生かしたわかりやすい授業を実践する。
- ・学習指導要領に沿った指導と的確な評価(絶対評価)を行う。

(5) 道徳・人権教育の充実を図る。

- ・道徳推進教師を中心とした道徳教育の推進(指導体制、授業改善、評価の工夫)
- ・教育活動全体を通して一人一人の道徳性の育成を図る。

(6) 特別活動の充実

- ・学級活動の充実を図る。(生徒一人一人がお互いに尊重しあえる人間関係を築ける学級作り)
- ・学校行事と豊かな感動を味わえる体験活動を充実させる。
- ・生徒の自主的実践的な態度の育成と生徒の自発的活動を推進する。

(7) 生徒指導の充実

- ・基本的生活習慣の確立を図る。(時間を守る指導の強化)
- ・問題行動には、毅然とした態度で粘り強い指導を行い、外部機関との連携を図る。
- ・教育相談を充実させる。(特に非社会的問題行動の対応とインクルーシブ教育との連携)
- ・不登校生徒の新規発生未然防止及び早期発見、早期対応に努める。→新規不登校を生まない。
- ・「いじめ」の兆候を見逃さない。(教師自ら生徒の変化に気づくこと)
- ・家庭・地域・関係機関との連携を図る。
- ・不適切な指導の撲滅。

(8) インクルーシブ教育の推進

- ・校内特別支援教育の一層の充実。(個別の指導計画の作成とそれに基づく支援の実施)

- ・関係機関との連携強化を図る。

(9) 保健・健康・安全教育の充実

- ・保健・健康・安全に関する指導を積極的に行い、健康で活力ある生徒を育成する。
- ・自己の健康に関心を持ち、望ましい生活習慣に対する意識の向上を図る。
- ・自他の生命を大切にし、心身の問題解決に自主的に取り組む姿勢を育成する。
- ・生徒一人一人が安全な生活をする態度を育てる。
- ・緊急時の安全対策を周知する。
- ・施設設備の安全点検の徹底を図る。

(10) 教育環境の整備と充実

- ・学習、職務に適した環境の整備に努める。
- ・生徒の参加による環境づくりに努める。
- ・清掃活動の徹底と美化活動の実践を図る。

(11) 研究・研修

- ・生徒の教育にあたる教職員としての自覚に基づいた資質能力の向上を図るため、研修に取り組む。
- ・教科・領域・本校の課題に対しての研究の充実させるために、教科部会及び、研究グループ活動を有効に活用する。
- ・研究授業（道徳・特別活動・総合的な学習の時間を含む）を実践し、指導力の向上を図る。
- ・指導目標に即した評価規準・評価方法を明確にし、評価に基づいた指導方法の工夫改善及び指導と評価の一体化を図る。

(12) 働き方改革の推進 →業務改善委員会（運営委員会）による組織的な業務改善

- ・校務内容の効率化・迅速で適正な処理等。
- ・NO残業デーの励行。

(13) 学校と家庭、地域社会との連携

- ・学校ホームページの日常的な更新、学年便りの発行の充実を図り、授業参観・懇談会、学校行事、地域関係者との会議等を通して教育活動への理解を得る。
- ・地域の人材活用を図るとともに、学校教育への理解を求める。
- ・学校行事には、保護者や地域に案内を発信し参加を求める。
- ・PTA 行事、地域の行事へ積極的に参加し、相互理解を進める。
- ・学校評議委員の経営参画で、地域への情報提供を推進し、学校教育への理解と後押しを得る。
- ・地域の幼稚園・保育園や校区小学校との連携強化を図る

## 学校経営方針 補足事項

### 1. 教職員の心構え

#### (1) 教職員としての職責の自覚

「生徒を教える・育成する」という職務＝**社会における使命感**をもち、その時々に必要な態度で生徒に対応する。自分自身が手本を示す存在であることを忘れず、杉中学校の教職員として常に向上心を持ち、互いに切磋琢磨して個々人のレベルアップに努める（校内研修の実施と外部研修への積極的参加も推進）。経験の少ない教員については謙虚に学ぶ姿勢を忘れず、積極的に先輩教職員とコミュニケーションをとる中で「不易と流行」を追求し、また経験のある者は自ら習得してきたものを惜しまず後進に伝え、範となるような職務への取り組みを示す。5年目でミドルリーダー、10年目でリーダーとして成立できることを目標とする。新しい事柄に挑戦する精神を失わず、学校目標に向けて前進してもらいたい。加えて、適切な点検・確認作業を丁寧に行い、小さなミスや見逃しが大きなことにつながるといった危機意識の向上を望む。

#### (2) 「報告・連絡・相談」＋「**確認**」

全教職員が本方針に基づいた一致した方向で動き、「報告・連絡・相談」（ほうれんそう）の意味を十分に理解して、密にできるように各自が努める。生徒指導事象に関しては、基本は学年生徒指導担当が中心となって初期対応を行い、同時に、生徒指導主事→管理職への報告を徹底する。いじめが疑われる、また緊急・重篤な生徒指導事象については、生徒指導主事と管理職にすぐ報告をする。さらに、必要があれば学年または学校全体に招集をかけて情報共有を行う。そして外部との連携などが疎かにならないようにする。

加えて、様々な情報共有後の対応がどのような結果になったか、確実に「確認」することまでを徹底する。

なお、様々な事案対応については、必ず記録すること。（いつ」「どこで」「だれが」「何を」「なぜ」「どのように」、及び結果・結論「どうなった」）

#### (3) 働き方改革

たんに勤務時間を短縮するということではなく、各自が仕事について緊急順位を明確にしながらか計画的に業務を進めるよう努める。「働き方」≒「生き方」と考える。自分の生き方を考え、自身を発展または維持できる働き方改革を実践してほしい。→**杉中の強みを生かした実践**

### 2. 教育体制の充実

#### (1) 障がいのある生徒や不登校生などを含め配慮が必要な生徒へのきめ細やかな自立支援

様々な事案や検査、アンケート結果などをふまえ、一人ひとりの状態と保護者の願いをしっかり把握し、見立てを行い、学校や地域社会で十分な理解を得て社会参加と自立ができるような教育をすすめる。「障がい」なるものは誰にでも存在するものととらえ、すべての生徒にとって安全・安心な学校生活を送れるような学校づくりを実現していく。不登校生徒についても数を減らすことが重要なのではなく、自立を確立できるようそれぞれに適切な支援をおこなっていく。

## (2) 生徒会活動の一層の活発化

教職員が道筋を示しつつ、生徒の自治力を高め、自由と責任を学べる場としたい。各委員会は執行部と連携を密にして学校目標「自立・自律的に物事を考え行動し、他者と共生し、何事にもチャレンジできる生徒の育成」に基づいて重点課題を設定するなど、教職員と生徒が両輪となり学校全体で方向性を一つにできるようにする。活動の際には、常に支援の必要な生徒に寄り添った生徒会活動を運営できるよう助言していく。

## (3) 人権意識の向上

誰もが人として大切にされなければならないという基本的な人権感覚を身につけていけるよう、自他を知り、社会の中で各々を大切にしながら生きる姿勢を身につける。教職員がまずその範となって学校生活の中で人権感覚をもって授業、集団づくり、部活動などの指導を行っていく。特に「いじめ」事象に関しては、その定義と構造などを生徒にも教職員にも保護者にも丁寧に理解させ、未然防止に取り組む。いじめアンケートに関しては継続して丁寧な対応を心掛ける。また、現存する色々な差別（同和問題、障がい者、女性や在日外国人、性的マイノリティ、病弱者など）についての共通課題を認識し、教育活動全体の点検を行う。

## 3 その他の重要事項

### (1) 環境整備

校内整備につとめ、美しく安全な環境づくりを行う。廊下や掲示板などの掲示物についても整然と、また、期日が切れるなどそのままになっているものは処分するなど各担当場所で整備を進める。掲示物の内容については定期的に更新し、充実したものを心がける。光彩の観点からも窓には極力ものを貼らない。清掃については、こころの平安にとっても重要であることを自覚し、学校美化に努める。また、職員室の公的・個人のスペースについても帰宅時には一定片付いた状態にして、翌日の業務に支障のないようにする。

### (2) 保護者・地域連携

学校は保護者と地域の支えの中で成り立つ一つの公共の場であり、生徒をともに育てるという意識を忘れず、PTAや地域教育協議会等、地域の人々への相互発信や協力を推進していく。また、一人ひとりが学校の顔となることを忘れず、対応の折にはそのことを常に心がける。